

五所川原野球協会規約

制 定：昭和30年 4月30日制定
昭和37年 5月 8日改正
平成17年 4月 1日改正
平成21年 4月25日改正
平成22年 4月24日改正
平成23年 4月23日改正
平成24年 4月 8日改正
平成25年 4月 7日改正
平成26年 4月 6日改正
平成29年 4月 2日改正
令和 5年 4月 2日改正
最終改正：令和 6年 1月27日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、五所川原野球協会(英文名称：GOSHOGAWARA BASEBALL ASSOCIATION)と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員が協力してフェアプレイの精神を掲げる野球を五所川原市民及び地域住民に普及し、もって市体育文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行い、また、一般財団法人五所川原市スポーツ協会に加盟する。

- (1)各種野球大会(Tボール含む)の主催、共催及び後援
- (2)野球教室の企画、協力
- (3)その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員の加入、退会及び会費

(会員)

第5条 この会は、この会の目的に賛同する次の者を会員とする。

- (1)五所川原市民又は近隣市町村に在住する者
- (2)役員が事業遂行上必要と認めた者

(会員の加入、退会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、加入申込書(様式第1号)を提出し、役員の確認により会員になることができる。

2 会員は、退会する際はその意思を役員に伝えることとする。

(会費)

第7条 会員は、年度ごとに年会費として3千円を納入するものとする。なお、納付後年度途中で退会した場合には返金しないものとする。

第4章 組織及び運営

(役員 の 設置)

第8条 この会に、次の役員を置く。

(1) 理事 23名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上5名以内を副会長、1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を審判長及び1名以上3名以内を副審判長とする。

(役員 の 選任)

第9条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長、審判長及び副審判長は、役員会の決議によって理事の中から選定し、総会で承認を得るものとする。

(役員 の 職務 及び 権限)

第10条 役員は、総会の決議を遵守し、この会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 会長は、この会を代表し、この会の事業執行を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその順位に従って職務を代理する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、役員会の決議に基づき、日常の事務を総括し、総会の議決した事項を処理する。

5 副理事長は、この会の事務及び会計を掌る事務局となり、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその順位に従って職務を代理する。

6 審判長は、審判員を統率し、この会が担当する試合の円滑な進行にあたる。

7 副審判長は、審判長を補佐し、審判長事故あるときはその職務を代理する。

8 理事は、この会の事業を執行する。

9 監事は、この会の会計を監査する。

(役員 の 任期)

第11条 役員 の 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。なお、再任を妨げない。

2 補欠選任された役員 の 任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

3 役員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任されるまで、なお役員としての権利義務を有する。

(顧 問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。

(総 会)

第13条 会長は、毎年1回1月に通常総会を招集する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会の招集は、役員会の議決を経るものとする。

3 総会の議長には、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成する。なお、総会において選出された議事録署名人2名は、作成した議事録を確認のうえ、記名するものとする。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 毎年の事業計画及び収支予算の設定
- (3) 毎年の事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他総会において必要と認めた事項

(役員会)

第15条 役員会は、通常役員会及び臨時役員会とする。

2 通常役員会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催する。

3 臨時役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 役員会は、会長の命を受け、理事長が招集する。

5 会長は、顧問を役員会に参席させることができる。

6 会長は、役員会の議長となる。

7 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 役員会の事務及び会計は、副理事長が担当する。

9 役員会の議事については、議事録を作成する。なお、役員会において選出された議事録署名人2名は、作成した議事録を確認のうえ、記名するものとする。

(役員会の議決事項)

第16条 次の事項は、役員会においてこれを決する。

- (1) 総会の招集及び総会提出議案
- (2) 第4条各号の具体的実施事項
- (3) その他役員会において必要と認めた事項

(常任理事会)

第17条 理事長は、会長の命を受け、役員会を招集する前に協議する事項について会議(以下「常任理事会」という。)を招集することができるものとする。なお、緊急を要する事項と理事長が判断した場合は、直ちに常任理事会を開催し、緊急事項を審議することとし、役員会又は総会に諮る必要がある事項以外は運営及び実行を可能とする。

2 前項の常任理事会は、会長、副会長、理事長及び副理事長で構成するもの(以下「常任理事」という。)とし、会長が議長となる。

3 常任理事会の議事は、出席した常任理事の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審判員及び記録員)

第18条 この会に第4条各号に掲げる事業を遂行するための審判員及び記録員を置く。

2 審判員は、審判長及び副審判長が認めた者とする。

3 記録員は、役員が認めた者とする。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わるものとする。

第5章 雑 則

(委 任)

第20条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を経て別に定めることができる。

附則

この規約は昭和30年4月30日から実施する。

附則

この一部変更は昭和37年5月8日から実施する。

附則

この一部変更は平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この一部変更は平成21年4月25日から実施する。
- 2 第8条から第13条の規定は、現在の役員の平成22年の任期満了のときから適用する。

附則

この一部変更は平成22年4月24日から実施する。

附則

この一部変更は平成23年4月23日から実施する。

附則

この一部変更は平成24年4月8日から実施する。

附則

この一部変更は平成25年4月7日から実施する。

附則

この一部変更は平成26年4月6日から実施する。

附則

この一部変更は平成29年4月2日から実施する。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(事業年度の始期と終期について)
- 2 改正前の五所川原野球協会規約（以下「旧規約」という。）第21条の規定に基づく事業年度について令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。また、改正後の五所川原野球協会規約（以下「新規約」という。）第19条の規定に基づく事業年度については令和5年度に限り、令和5年4月1日から同年12月31日までとし、令和6年度以降は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

(役員任期等について)

- 3 新規約第8条から第11条までの規定については、旧規約第8条及び第9条の規定に基づき、選出された役員任期が満了となる就任2年度目の総会終結のときまでは適用しないものとする。

この一部変更は令和6年1月27日から実施する。

年 月 日

加 入 申 込 書

私は、このたび五所川原野球協会規約第3条に規定する目的に賛同し、貴協会に加入したいので下記のとおり申し込みします。

記

氏名	(ふりがな)	生年月日	年	月	日生
				(歳)
住所	(〒 -)	電話番号	(自宅)	-	-
職業			(携帯)	-	-

(注) なお、上記の個人情報の取扱いについては、当協会からの各種文書通知又は連絡事項以外には使用しないことを申し添えます。